



メインピック

有期雇用から無期雇用へ ～ 無期転換ルールの基本と企業の対応 ～

パートや契約社員など有期契約で働く社員が増える中、「無期転換ルール」への対応は重要な労務管理の一つです。制度の基本と、企業として押さえておきたいポイントを整理します。

▶ 参考 | [無期転換ポータルサイト \(厚労省\)](#)

【✓ 無期転換とは？】

▶ 同一企業で有期契約が通算5年を超えると、労働者は無期転換を申し込むことができ、企業は拒否できません。

▶ 対象となるのは、次の条件を満たす場合です。

- ◆ 有期契約の通算期間が5年超
- ◆ 契約更新が1回以上
- ◆ 同一の使用urerとの契約が継続

正社員化ではなく
労働条件は原則同じです。

▶ 指定の期間中に無期転換を申請した場合、その契約満了日の翌日から無期労働契約となります。

【✓ 企業として行うべき対応（義務）】

▶ 2024年の法改正により、説明義務が強化されています。

- ◆ 更新回数や契約期間の上限を設ける場合
→ **労働条件通知書に明示**
- ◆ 更新上限を途中で設ける場合
→ **理由の説明が必要**
- ◆ 無期転換申込権が発生した労働者の契約更新時
→ **申込可能である旨と無期転換後の労働条件を书面通知**

【✓ 雇止めをめぐるトラブルに注意】

▶ 労働者に契約更新への期待がある場合、上限を定めていても雇止めが無効と判断される可能性があります。

- ◆ 長期間更新が繰り返されている
- ◆ 有期社員が継続雇用されるのが一般的になっている
- ◆ 契約書に自動更新を示すような記載がある

▶ 正社員登用・無期転換・雇止めなど対応を分ける場合、明確な基準がないとトラブルになることがあります。

【✓ 無期転換と定年】

▶ 無期転換した社員について定年を定めていない場合、定年のない雇用となる可能性があります。

【✓ トラブル防止のために】

▶ 無期転換制度に特別な規定を設ける義務はありませんが

- ◆ 無期転換制度の条文化
- ◆ 申し込み方法の明示
- ◆ 無期転換後の労働条件等

の社内ルールを就業規則で整理しておくことが望めます。

その他トピックス

● 2026年度 | 雇用保険料率が引き下げに

2026年度の雇用保険料率は、0.1%引き下げとなりました。
(一般：1.35% 農林水産・酒造：1.55% 建設：1.65%)

▶ 4月以降に支払う賃金から適用されるため、社会保険料と合わせて給与計算の設定確認を行いましょ。

▶ 詳細・参考 | [令和8年度 雇用保険料率のご案内 | 厚労省](#)

● 2026年度 | 子ども・子育て支援金の徴収開始

2026年4月から、子ども・子育て支援金の徴収が開始されます。当月控除の会社は4月給与から、翌月控除の場合は5月給与からの反映となります。

▶ 給与明細の表示設定や、従業員への周知を事前に行いましょう。
※ 企業負担のみの「子ども・子育て拠出金」とは、取り扱いが異なります。

▶ 詳細・参考 | [事業者向けリーフレット | こども家庭庁](#)

● 2026年4月 | 高齢労働者の安全対策が努力義務に

2026年4月から、労働安全衛生法の改正により高齢労働者の労災防止対策が事業者の努力義務となります。

▶ 段差解消などの職場環境改善や年齢特性に配慮した作業配置を検討しましょう。

▶ 詳細・参考 | [高齢者の労災防止のための指針 | 厚労省](#)

ご案内 | 2026春 人材育成・組織づくりセミナー

「新人・若手の定着、管理職の指導、ハラスメント対策
—— 準備できていますか？」

【人材育成・組織づくりセミナーのご案内】

★ 現場で求められる課題に対応した、実践型研修を開催します。

- 4月23日(大阪)・24日(松山) | 新人・若手社員 実践力アップ研修
▶ 社会人の基礎・報連相・仕事の進め方を実践的に習得！
- 5月28日(松山)・29日(大阪) | 指導力向上セミナー
▶ Z世代の特徴を理解し、部下・後輩を育てる指導力を習得！
- 6月開催予定 | ハラスメント防止セミナー

▶ 人材育成の質が、定着率と組織力を左右します。

▶ 詳細・お申し込みは、事務局 (info@egaoworklabo.or.jp) まで

無料相談会

京都	日時：4/9(木) 13:00 - 17:00 場所：京都市サーチパーク 4号館3階 BIZ NEXT	お気軽にお越し下さい。 (BIZ NEXT受付へ) ※ご予約のお客様優先 での対応となります。
大阪	日時：4/10(金) 13:00 - 15:00 場所：ランドフロント大阪 北館7階 「ナレッジサロン」プロジェクトルーム	お気軽にお越し下さい。 (ナレッジサロン受付へ) ※ご予約のお客様優先 での対応となります。
東京	日時：4/16(木) 10:00 - 17:00 場所：ビジネスエアポート東京	※要予約になります。 事前に下記問合先まで ご連絡下さい。

～発行元～

**えがお
ワークラボ**

社会保険労務士法人えがおワークラボ
代表社員 上田 恭子
(特定社会保険労務士、組織力診断士)

<スタッフ：社労士7名、行政書士2名、職員20名>

松山オフィス 〒790-0003 愛媛県松山市三番町5丁目7-29デルデ三番町201
TEL：(089) 908-6766 FAX：(089) 932-9204

東京オフィス、大阪オフィス、京都オフィス

【お問合先】 nakagawa@egaoworklabo.or.jp (営業担当 森島)